

京都市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和4年12月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第48号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市印鑑条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第37号）の
施行期日は、令和5年1月17日とする。

（文化市民局地域自治推進室）